

議案第 33 号

大田原市学校跡地運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

大田原市学校跡地運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

平成 31 年 3 月 4 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市学校跡地運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
大田原市学校跡地運動場の設置及び管理に関する条例（平成25年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1 黒羽運動場の項の前に次のように加える。

佐久山運動場	多目的運動場（夜間照明付） 体育館 武道場	大田原市佐久山4427番地107
--------	--------------------------	------------------

別表第2 中

「

午前9時から午後5時まで	午前9時から午後4時まで
--------------	--------------

」

を

「

午前9時から午後5時まで（夜間照明を使用する場合は、午後5時から午後9時まで。）	午前9時から午後4時まで
--	--------------

」

に改め、「体育館」の次に「・武道場」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。